

## 発生届及び退院届の電磁的な方法による届出について 資料2

➤ 令和5年4月1日～

- ・感染症指定医療機関における**発生届**の電磁的な届出が義務化
  - ・感染症指定医療機関における**退院届（新設）**の電磁的な届出が義務化

※退院届：新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者が退院または死亡した場合に定められた事項を届け出なければならない。（現在は該当なし）

➤ 令和6年4月1日～

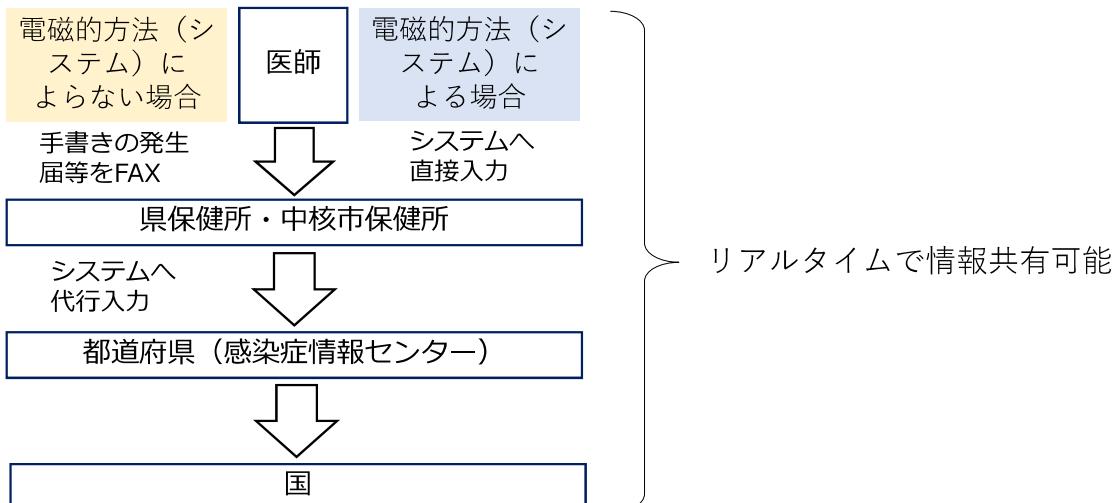
- ・感染症指定医療機関に第一種・第二種協定指定医療機関が新設される
  - ・新たな類型における義務化の範囲は以下のとおり

類型	現行の類型				令和6年4月1日から追加される類型		その他医療機関
	特定感染症指定医療機関	第一種感染症指定医療機関	第二種感染症指定医療機関	結核指定医療機関	第一種協定指定医療機関	第二種協定指定医療機関	
電磁的な方法による 発生届	義務	義務	義務	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務
電磁的な方法による 退院届	義務	義務	義務	一 退院届の 対象外	義務	一 退院届の 対象外	一 退院届の 対象外

## 感染症サーベイランスシステムについて

- 発生届等の情報を医療機関・保健所・都道府県・国等の関係者間において、オンラインで共有することができるシステム（令和4年10月31日運用開始）
  - 感染症法に基づく発生届等について、本システムへの入力により保健所へ報告することが可能

### ＜届出等の流れ＞



# 群馬県における感染症サーベイランスシステムの登録状況

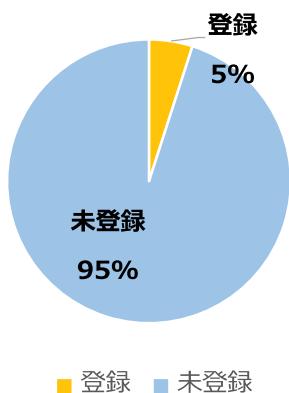
アカウント登録件数

(令和6年2月2日時点)

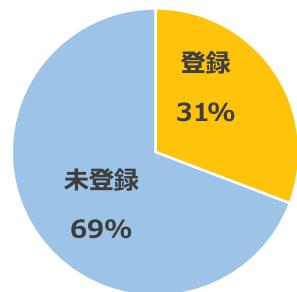
- 全数 235件【84医療機関】
- 定点 61件【40医療機関】

→アカウントを登録していてもシステムは利用していない場合もある

全数 (n=1696※)



定点 (n=130)



※医療施設動態調査（2023年11月調査）より

## 感染症サーベイランスシステムの利用について

- 各自治体のホームページにシステム利用申請書及び申請手順等を掲載中
- 各保健所が隨時申請の受付・アカウント発行をしている。

The screenshot shows the Gunma Prefecture website with a search bar containing '感染症サーベイランスシステム' (Infection Surveillance System). A red box highlights the search term. Below the search bar, there's a navigation menu and a breadcrumb trail indicating the page is about the infection surveillance system application for medical institutions.

**■ 感染症サーベイランスシステムの利用について【医療機関向け】**

更新日：2023年1月1日

**感染症サーベイランスシステムについて**

この度、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とするサーベイランスシステムが全国的に導入されました。感染症サーベイランスシステムでは、これまでFAX等で送付いただいていた「感染症の予防・対策」

**メールによる申請の場合**

1. システム利用申請様式 (Excelファイル: 40KB) に必要事項を入力してください。
2. 該当の保健所（保健福祉事務所）に上記「システム利用申請様式」をメールで提出してください。

(※注) メールの件名は「医療機関名+感染症サーベイランスシステム利用申請」としてください。

**ぐんま電子申請受付システムによる申請の場合**

1. 該当の保健所（保健福祉事務所）の上記リンク先から申請してください。

**申請後の流れ**

## (参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等

### <電磁的方法による発生届に係る規定>

#### ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（医師の届出）

##### 第十二条

1～4 （略）

5 第一項の規定による届出をすべき医師（厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師に限る。）は、電磁的方法であって、当該届出の内容を第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報（以下この条において「報告等」という。）をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行わなければならない。

6 第一項の規定による届出をすべき医師（前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師を除く。）は、電磁的方法であって、当該届出の内容を報告等をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行うよう努めなければならない。

#### ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

第四条の三 法第十二条第五項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によって指定された第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関とする。

## (参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等

### <退院届に係る規定>

#### ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）

第四十四条の三の六 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院している新型インフルエンザ等感染症の患者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣（その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長、都道府県知事及び厚生労働大臣）に届け出なければならない。

（新感染症の所見がある者の退院等の届出）

第五十条の七 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、第四十六条の規定により入院している新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者について厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣（その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長、都道府県知事及び厚生労働大臣）に届け出なければならない。

#### ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）

第二十三条の十二 法第四十四条の三の六の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によって指定された第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関とする。